

日本労働弁護団主催・オンライン集会

均等均衡待遇の実現 -最高裁判決を乗り越えて-

2020年10月、労働契約法20条により非正規格差是正を求める裁判の最高裁判決が、立て続けに出されました。その内容は、評価できる部分もあれば、不十分で格差是正にはほど遠い部分もありました。その不十分な部分を乗り越えて、真の均等均衡待遇を実現するために、今、何ができるかを考えます。

当日の発言予定者

- ・大阪医科大事件弁護団・原告
- ・メロコマース事件弁護団・原告
- ・日本郵政事件弁護団・原告
- ・現在係属中の事件
(井関農機事件弁護団・原告、名古屋自動車学校事件弁護団・原告)

オンライン集会開催詳細

日 時：2020年12月16日(水)午後6時～8時

方 法：Zoom（日本労働弁護団ホームページ、又は、
右QRコードからお申し込みください）

参加費：無 料

主 催：日本労働弁護団

